

大阪芸術大学短期大学部

平成 28 年度 短期大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

大阪芸術大学短期大学部

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、大阪芸術大学短期大学部は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

創設者の教育に対する思いから、建学の精神、教学の理念が短期大学部を形成する基本理念としている。教育目的は簡潔に定めており、それを学科別にわかりやすく文書化したものが人材養成目的の方針となっている。

建学の精神をもととした教育理念において「人間尊重の精神」「外国語教育と国際化への視座」「実学と学問の有用化」「自由の精神の徹底」「芸術との出会い」の五つを掲げている。建学の精神に込められた価値を時代的あるいは社会的状況に照らして検証・整理し、社会情勢の変化にも対応している。

少子高齢化やグローバル化など急速な進展をみる社会状況の中で、建学の精神、教育理念及び教育目的を反映させた三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を定めている。学科別の三つの方針も同様に教育目的等を反映させ、かつわかりやすい言葉となっている。

「基準2. 学修と教授」について

各学科、通信教育部ともに収容定員未充足であるが、各学科ともにコースの新設、再編などに取組み定員確保に努めている。三つの方針を明確に設定し、学生便覧やホームページ等に明示して周知に努めている。

科目ごとの評価方法は「成績評価方法・基準」として明記しホームページ上の「WEBシラバス」に掲載するほか、担当教員から説明することで学生に周知している。

各学科においてキャリア教育を推進する科目群を開講している。また、スキルアップにつながる各種の講座やポートフォリオ作成講座などを開設し、学生のキャリア教育支援に取り組んでいる。

授業科目ごとに学生による授業アンケートを実施している。集計結果は広報紙に掲載するとともに保護者宛に郵送している。短期大学部独自の奨学金制度は充実している。教育環境は学生の利便性に配慮して整備され、有効に活用している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人及び短期大学部の経営を、寄附行為をはじめとする規則等にのっとり行っており、経営の規律と誠実性の維持に努めている。理事会のもとに設置されている常務会は、管理部門と教学部門の相互の連携及び意思の疎通が図られ適切に機能している。学長は法人の副理事長でもあることから、短期大学部の意思決定は現実に沿ったものとなっており、適切なリーダーシップを発揮できる体制が確立している。短期大学部は環境保全への配慮、

人権に関する取組みや、消防訓練、危機管理ガイドラインの制定など安全にも配慮している。

業務執行体制は各部署に適切な職員が配置されている。「事務局連絡会議」が定期的開催され、理事会、常務会等の決定事項の伝達や部署間の業務連絡、意見交換が活発に行われている。法人の財務状況は借入金は一切なく、繰越支払資金等も充実している。会計監査は監査法人による監査が定期的に行われている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

「大阪芸術大学短期大学部自己点検実施規程」等を制定し、自己点検・評価について組織的に行う体制を整備し、自主的・自律的な自己点検・評価に努めている。

自己点検・評価に伴う報告書の作成に当たっては、学内機関及び事務局各部署へ関係資料及びデータの提供を求め、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価に取り組んでいる。報告書は理事会に報告され承認を得た後、ホームページ等を通して学内外に公表している。

自己点検・評価において確認された課題や指摘事項については、各学科、部署、委員会等において改善策が検討され、実行され、その内容は報告書にまとめられる。PDCAサイクルの仕組みは確立され、業務の改善や教育研究内容の向上につながる機会として機能している。

総じて、短期大学部の教育は建学の精神及び使命・目的に基づいて行われ、学修と教授においてもさまざまな創意工夫のもとに運営されている。経営・管理と財務に関しては適切に運営されるとともに、法人全体は健全な財務状況である。自己点検・評価に関してはエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価に取り組んでおり、PDCAサイクルの仕組みも確立している。

なお、使命・目的に基づく短期大学部独自の取組みとして設定されている、「基準 A. 社会貢献と社会への研究成果の発信」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

短期大学部の使命・目的は、学則及び通信教育部規程に具体的かつ明確に定められて適切に運用されている。

創設者の教育に対する思いから、建学の精神、教学の理念が短期大学部を形成する基本理念としている。教育目的は簡潔に定めており、それを学科別にわかりやすく文書化したものが人材養成目的の方針となっている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神をもととした教育理念において「人間尊重の精神」「外国語教育と国際化への視座」「実学と学問の有用化」「自由の精神の徹底」「芸術との出会い」の五つを掲げている。この5項目は、創設者の教育に対する考え方を教育理念としてまとめたものであり、開学以来、教育研究活動の推進において文字通り精神的支柱として堅持されてきた。

学校教育法に照らして、短期大学部として適切な目的を掲げている。

建学の精神に込められた価値を時代的あるいは社会的な状況に照らして検証・整理し、教育活動として実践している。社会情勢の変化に対応し、名称変更や新たなコースの設置など変化への対応も適切である。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的の有効性に関しては、役員及び教職員の理解と支持が得られている。建学の精神、教育理念、教育目的及び各学科の教育目標は、ホームページや学生便覧に掲載され周知が図られている。

少子高齢化やグローバル化など急速な進展をみる社会状況の中で、建学の精神、教育理念及び教育目的を反映させた三つの方針を定めている。学科別の三つの方針も同様に教育目的等を反映させ、かつわかりやすい言葉となっている。

建学の精神及び教育目的を達成するため、4 学科及び通信教育 2 学科を設置している。教学組織に係る運営組織としての教授会、教務委員会、入試委員会、FD (Faculty Development)委員会などの組織を設置し適切な運営を行い、教育目的等と教育研究組織の構成は整合性を保っている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、ホームページで公開するほか、学生募集要項に掲載している。

入学者選抜は、指定校推薦入試、自己推薦入試、一般入試、AO 入試、大学入試センター試験利用入試など多様化を進め、アドミッションポリシーに沿った入学生確保のための工夫をしている。

収容定員及び入学定員を充足していないが、各学科ともにコースの新設、再編に取り組んでいる。今後、更なる努力により、各学科の定員を満たすよう期待したい。

【参考意見】

○英米文化学科の収容定員充足率が低いので、一層の努力が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

カリキュラムポリシーについては、ホームページに掲載し入学前にも閲覧が可能である。また、入学時に配付する学生便覧等に記載し、学生へ周知を図っている。

このカリキュラムポリシーは、ディプロマポリシーによる人材養成を具現化するために具体的な文言で明確に定めている。また、カリキュラムポリシーに基づき、学科ごとに教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫がなされている。1年間に履修できる単位数の上限も適切に設定されている。

FD委員会のもと、授業方法の改善につなげることを目的として教員が授業を相互に聴講できる公開授業を実施している。また、授業内容・教授方法の改善などの自己点検を目的とした「授業内容自己点検報告書」の提出を平成28(2016)年度より開始している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教員と職員の協働については、各種の委員会を教員のみで構成することなく、必ず事務局長及び担当部署の所属長等が構成員として参加できるように規定化している。

初年次に「プレ・ゼミナール」を開講し、またフレッシュマンキャンプを実施したりすることにより、入学後の学修全般に対するサポートを行っている。

TAは配置していないが、研究室に配置されている非常勤副手が各学科の事務をはじめとして実習授業の補助業務、学生に対するさまざまな支援・相談業務等を中心として授業の円滑な運営に大いに寄与している。また、保育学科ではオフィスアワーの実施にとどまらず、全ての教員が、オフィスアワー以外にも随時全ての学生の相談に応じている。

授業アンケートを実施し、学修及び授業支援に対する意見をくみ上げている。アンケートの集計結果は、「大阪芸術大学グループ通信」に掲載するとともにホームページにも掲載し、公表している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定及び卒業認定は学則や試験に関する規則において明確に定めている。1年次から2年次への進級要件は設定していないが、基礎科目から応用科目へと履修順位を設けた科目を設定し、体系的に修得できるように努めている。成績評価の告知方法としては学生便覧の「単位認定について」で詳細に記載し、ガイダンスにおいても詳しく説明を行っている。

科目ごとの評価方法は、「テーマと目的」「授業概要」「授業計画（各回予定）」とともに「成績評価方法・基準」として明記し、ホームページ上の「WEB シラバス」に掲載するほか各授業においても担当教員から説明することで学生へ周知している。通信教育部の通信教育課程では、レポートや作品等の課題提出により成績評価を行っている。

卒業判定は、個々の科目の成績が認定されたのち、教務委員会、教授会の議を経て学長が決定している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

正課内キャリア教育として全学科共通の「総合教育科目」に演習科目の「職業指導」を開講している。また、各学科においてキャリア教育を推進する科目群を開講している。

正課外でのキャリア支援に関する講座としては、1年次の後期から各学科の特性にあわせた資格取得へ向けた対策講座、スキルアップにつながる各種の講座やポートフォリオ作成講座などを開設し、学生のキャリア教育支援に取り組んでいる。

学生の進路指導に関する必要な事項を審議し、その推進を図るための組織として、「就職委員会」を設置している。また、就職課では、学生一人ひとりの能力・希望を尊重し、入学時から就職相談を行っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

授業目標の達成状況を点検・評価する方法として、毎年（前期・後期の年2回）授業科目ごとに学生による授業アンケートを実施している。

授業アンケートの集計結果は広報紙「大阪芸術大学グループ通信」に掲載し、毎年全学生向けに公表するとともに保護者宛に郵送している。

平成28(2016)年度より、専任教員に対して「公開授業の結果」と授業アンケートの集計結果を踏まえて、授業内容の自己点検を要請し、授業内容の更なる向上を目指して「授業内容自己点検報告書」の提出を義務付けている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生支援、厚生補導の組織として「学生委員会」「人権教育推進委員会」「奨学生審査委員会」を設置し、学務課が事務担当に当たっている。

「学生生活満足度調査」を実施し、改善・向上方策のための資料として活用している。また、学生の意見をくみ上げる仕組みとして、リーダースクャンプにおいて学生との意見交換の場を設けている。

経済的な支援として、独自の奨学金制度、罹災（りさい）・家計急変に対する緊急奨学金制度、学費の延納・分納制度等を設けている。

課外活動の支援として「ソフトテニス部」及び「女子柔道部」に活動資金援助を行っている。

【参考意見】

○大阪学舎の学生相談室の運営体制は、個別相談がしづらい環境であり、部屋を分けるなど実態に合わせた配置が望まれる。

○伊丹学舎の学生相談室は、スタッフが非常勤のカウンセラー1人のみであり、開室も週に3日にとどまっているため、学生のサポートをより一層充実させることが望まれる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

短期大学設置基準に定める必要教員数を満たしている。教職課程を置く保育学科については教職課程認定基準等の必要専任教員数を満たしている。

教員の昇任、採用は就業規則等の諸規則に基づき行っており、採用に当たっては、各学科からの希望、推薦をもとに、「短期大学部教育職員資格審査基準」により審議され、さらに理事長、学長の面接を経て、理事会で最終決定を行っている。

教養教育の組織・責任体制として教養課程を設けている。教養課程は学科と同列の組織として位置付けている。

FD 委員会を設置し、授業アンケートの分析、「公開授業」「教員研究発表会」などを企画し、実施している。その他、教員発表会、研究業績報告などを行っている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎とも短期大学設置基準上必要な面積を満たしている。

大阪学舎、伊丹学舎ともに、学科の特性に応じた施設、設備を整備し有効に活用している。図書館、情報サービス施設が設けられ、学科の特性に応じたピアノ教室、LL 教室、小児栄養実習室、デザイン美術棟などの実習施設を整備している。

授業を行う学生数の適切な管理を明確にする目的で、平成 28(2016)年 4 月の学則変更において、授業を行う学生数を「教育効果を十分にあげられる適当な人数とする」と規定している。

教育研究施設の耐震化は、年次計画に沿って順次実施している。バリアフリー化も含め身体に障がいのある学生への環境整備は更に充実する必要があるが、これらの対応についても、年次計画に組入れて実施するべく検討を推進している。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法人の目的を寄附行為に定め、法人及び短期大学部の経営を、寄附行為をはじめとする

規則等にのっとり行っており、経営の規律と誠実性の維持に努めている。また、使命・目的の実現のため、予算計画や教育研究に係る取組みについて単年度ごとに事業計画を策定し、翌年度には、事業報告書が取りまとめられている。学校教育法等の法令の制定、改正に対して、関係する規則等を整備し、適切に対応している。

短期大学部は、環境保全への配慮、人権に関する取組みや消防訓練、危機管理ガイドラインの制定など安全にも配慮している。

また、教育情報、財務情報については、ホームページに掲載し公表している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会を中心とする管理運営体制は整備されており、理事会は寄附行為に基づいて適切に開催され、理事の出席状況も良好である。

理事会のもとに設置されている常務会では、管理部門と教学部門の相互の連携及び意思の疎通が図られ、決定すべき事項は、発議、常務会、評議員会、理事会という流れで審議決定しており適切に機能している。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

短期大学部は、学則第 44 条に「本大学に学長を置く。学長は、校務をつかさどり、所属する教職員を統督する。」と定め、短期大学部の意思決定に係る権限と責任を明確にしている。また、学長が短期大学部の意思決定を行うに当たり、諮問・審議機関として教授会が、さらに各種委員会が体系的に構成され、各規則に基づき適切に運営されている。

教育研究活動上の事項は、各学科・課程・委員会等において発議され、当該組織の合意のもとに、学長が主宰する教授会や各委員会で審議した後実行される。13 の専門委員会のうち六つの委員会で学長が委員長を務め、その他の委員会も原則学長が委員長を任命して、審議結果は学長の同意・決定をもって発効するように規定されている。学長は、学校法人の副理事長でもあり、審議内容及び意思決定は教学部門と管理部門相互の意向が反映され、現実に沿ったものとなっており、適切なリーダーシップを発揮できる体制が確立している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事会、評議員会が円滑に行われるための機関として常務会を設置している。常務会では、管理部門と教学部門が連携して重要事項について検討・協議及び情報共有を図っている。また、主要委員会は、学科長等や事務局関連部署の職員が委員となっており連携・疎通を図っている。

監事は、理事会及び評議員会に出席して法人全体の業務状況や財産状況を把握するなど職務を遂行している。評議員会は、寄附行為にのっとり設置され、一部運営に改善を要する点があるものの、概ね適切に開催されている。

学長は、副理事長を兼ねていることから、管理部門と教学部門の双方の意思決定に関わっている。また、教学部門において、学長は、教授会をはじめ各委員会の議長となり、委員からの意見集約を行うなど、リーダーシップを発揮するとともに意見・提案をくみ上げる体制を整えている。

【参考意見】

- 第1回補正予算の審議手続きに関しては、理事会で決定する前にあらかじめ評議員会の意見を聞いていないので、第2回補正予算の審議のように正しい手続きで審議するよう配慮が望まれる。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

業務執行については、「学校法人塚本学院組織機構・事務分掌規程」において、組織、職制及び事務分掌を定めており、各事務部門が果たす役割を明確にし、事務職員が教育目的達成のために円滑に事務処理を行うことができるようにしている。

キャンパスが大阪学舎と伊丹学舎に分かれていることから、事務組織もそれぞれに設けられている。事務局長が双方のキャンパスに出勤し、学内の情報共有に努めており、理事会、常務会等の決定事項の伝達や部署間の業務連絡、意見交換が活発に行われている。

毎年度、各課・室単位で当該年度の数値目標を設定し、「目標設定届」として提出することを義務付けており、合わせて前年度の目標に対する「目標達成報告書」も提出させている。この取組みは平成15(2003)年度より行っており、自己点検・評価活動の一環として定着している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

建物の安全性と学生の利便性向上を目的とした大阪学舎の建物建替えのための基金などを積立している。計画的に必要な資金を積立で施設設備を更新している。また、支出については、購入物品の内容精査により、無駄な購入を減らし収支の改善に努めている。

平成23(2011)年度から5期連続で収支差額が支出超過となっているが、経年で人件費等の経費の削減に努めている。法人全体としては借入金は一切なく、流動比率や前受金保有率など資金の蓄積状況を示す財務比率も健全であり、安定的な財政基盤を確立している。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は学校法人会計基準に準拠し適正に行っており、各種法令及び寄附行為に従っている。処理上の不明点については、適宜公認会計士及び監督官庁等に確認し、処理を行っている。

私立学校振興助成法の規定に基づき、監査法人による会計監査が行われている。毎回特に指摘事項はなく、監査報告書を受取っている。

監事は理事会・評議員会に出席し、業務報告を聴取し、理事の業務を監査している。また、各部署の管理職員よりも意見聴取を行い、部署ごとについても現状の把握を行っている。公認会計士とも意見交換を行っており、連携している。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

短期大学部は、学則に定める使命・目的を達成するために「大阪芸術大学短期大学部自己点検実施規程」等を制定し、自己点検・評価について組織的に行う体制を整備し、短期大学部の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価に努めている。

短期大学部の自己点検・評価は、自己点検実施委員会が主体となり、その下部組織としてワーキンググループが設けられ、内容の取りまとめ、報告書の作成が行われ自己点検実施委員会での検証を経て常務会及び理事会で承認される体制となっている。また、専任教員は、毎年度教育研究業績の報告書の提出、事務局は、課・室ごとの「目標設定届」「目標達成報告書」の提出が行われている。

短期大学部は、「大阪芸術大学短期大学部自己点検実施規程」の制定及び学則第 3 条に「自己点検・評価」条項を定めて以来、自己点検・評価活動に継続的に取り組んでいる。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

短期大学部は、事務局を中心に所管する基礎データ、すなわち学務部による在学者数、休学・退学者数、教員数、就職部による就職者数、進学者数、入試部による受験者数、入学者数などの各種データを収集・整理し共有に努めている。

また、学生による「授業アンケート」を各学期に 1 回実施している。独立した IR(Institutional Research)を専門に担当する組織は設置していないが、事務局長が各部署に対して各種データの収集を指示し、学生の実態を把握するよう努めている。

自己点検・評価についてまとめられた自己点検・評価報告書は、ホームページを通じて学内外に公表されることにより、点検・評価結果の学内共有と社会への情報発信・公表が行われており、短期大学部の公益活動を担う社会的存在としての責任が果たされている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

短期大学部は、多様化する諸問題に関しては、各種委員会及び学科長会議等において恒常的な検証が行われており、学長のリーダーシップのもと教授会の意見を聞きながらその解決に当たっている。

また、自己点検・評価において確認された課題や指摘事項については、各学科、部署、委員会等において改善策が検討され、実行される。実行された内容は、その効果の検証、点検・評価が再び各学科、部署、委員会等において行われ、報告書にまとめられる。このようにPDCAサイクルの仕組みとして確立している。

短期大学独自の基準に対する概評

基準A. 社会貢献と社会への研究成果の発信

A-1 本短期大学の特色を活かした社会貢献と地域連携

A-1-① 地元自治体との連携による社会貢献・地域連携

A-1-② 本学の人的資源を活かした社会貢献・地域連携

A-1-③ 本学の施設設備等を活かした社会貢献・地域連携

A-2 研究成果（卒業作品等）の社会への発信

A-2-① メディア・芸術学科の公演・発行物等

A-2-② デザイン美術学科の学外展・発行物等

【概評】

ディプロマポリシーの実現に向けて、総合芸術短期大学としての特色を生かし、さまざまな人的・物的資源の提供に基づく社会連携事業を展開している。

特に、地元自治体との連携による社会貢献・地域連携では、市区町村や近隣の公共団体からの依頼・要請を受け、短期大学部での教育活動の成果を地域の子育て支援や生涯学習、就業（就学）体験といった機会として提供している。

人的資源を生かした社会貢献・地域連携では、幼児教育や保育といった学びの成果に、子どもや親子対象の交流イベントを学生自らが企画・運営しており、それらの取組みを通

じて得られる経験や評価が、教育効果を高めるといった好循環で作用していることは特筆すべき点である。

施設設備等を生かした社会貢献・地域連携では、交流イベントの実施のほか、伊丹学舎の芝生広場を地域の幼稚園、保育園の運動会会場として開放・提供している。

教育理念や短期大学部の目的を果たすため、教育課程においては、実技・実践教育に重点が置かれている。実践教育の集大成、教育研究活動の成果発表・発信の場として、学内外における作品展、舞台公演、演奏会といった各種機会が設けられ、授業に臨む動機付けや、目的意識の向上をもたらすとともに、社会的な評価を受け、それを反映する循環によって教職員・学生への教育効果を高めている。

メディア・芸術学科は卒業公演・卒業コンサート等で舞台公演、演奏会といった機会が設けられており、学内行事を記録した学内誌を発行したり、地域情報誌を作成したりして伊丹市内に無料で配付している。デザイン美術学科も作品展のほか、卒業制作作品を集めた学内誌を発行している。

